

お知らせ

「かんたん願書作成」は、2020年12月17日をもって提供及びサポートを終了しました。長らくのご利用ありがとうございました。後継の書類作成支援ツールとして、ブラウザの画面に入力するだけで申請書類の作成を可能とした「さくっと書類作成」の提供を開始しました。今後は、「[さくっと書類作成](#)」をご利用ください。

<注意>

「かんたん願書作成」を新たにインストールすることはできません。以下は、提供終了前の記事です。

- [【仕様】仕様変更](#)
- [【仕様】転記書類作成の仕様について](#)
- [【仕様】作成できる書類について](#)

お知らせ

【仕様】仕様変更

2020年4月

- [Ver\[a1.23\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.22\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.21\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.20\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.19\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.18\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.17\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.16\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.15\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.14\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.13\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.12\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.11\]の変更内容](#)
- [Ver\[a1.10\]の変更内容](#)

Ver[a1.23]の変更内容 2020.04.01

1. 意匠法の改正に伴い、以下を変更しました。
 - 「はじめにお読みください」や画面の説明を変更しました。
 - 意匠登録願(関連意匠)から、意匠登録願(関連意匠)への転記に対応しました。
 - 再編集／再利用する書類に【部分意匠】が記載されていた場合は、警告して削除します。
 - 【意匠に係る物品】の記載内容のチェック仕様を変更しました。

Ver[a1.22]の変更内容 2019.04.26

1. 新元号に対応しました。
出願日等に「令和」が含まれる場合は、インターネット出願ソフトを[i3.60]にアップグレードし、2019年5月1日以降に[文書入力]してください。それ以外はエラーになります。
2. 項目の入力部分の表示用フォントを、「JIS-X0213-2004」に準拠したフォントに変更しました。

Ver[a1.21]の変更内容 2019.03.15

1. 指定立替納付制度(クレジットカードによる納付)に対応しました。
 - 施行日より前に、かんたん願書作成による書類作成は可能ですが、インター

ネット出願ソフトで指定立替納付制度は利用できません。

施行日：2019年4月1日

施行日より前に、指定立替納付を記載した場合、インターネット出願ソフトでは以下のようになります。

文書入力 合成入力	書式チェックは行われます。 ただし、送信ファイルは作成されません。
オンライン出願 オンライン請求	送信ファイルが作成されないため、 オンライン手続はできません。

Ver[a1.20]の変更内容 2018.09.28

1. インストラ証明書期限切れに伴い、新しい証明書に更新しました。

Ver[a1.19]の変更内容 2017.03.31

1. 以下の書類作成に対応しました。
 - 審査請求料減免申請書(特許)
 - 審査請求料軽減申請書(特許)
 - 実用新案登録料減免申請書
 - 実用新案登録料猶予申請書
2. 出願審査請求書の【手数料に関する特記事項】に記載可能な根拠法令を増やしました。

Ver[a1.18]の変更内容 2016.07.10

1. Windows 10 に対応しました。
詳細は、動作環境をご覧ください。

Ver[a1.17]の変更内容 2016.03.30

1. 書類の「状態」に関係なく、HTML出力できるよう変更しました。
HTML出力フォルダ名は、書類の状態により異なります。
 - 「完成」や「HTML出力済み」の場合
書類名_整理番号_更新日時
 - 「作成中」の場合
作成中_書類名_整理番号_更新日時
2. データ出力機能を追加しました。
かんたん願書作成で編集した書類を、他のパソコンに入力する場合に使用しま

す。

- 書類の「状態」に関係なく出力できます。
- 出力場所は指定できません。

3. データ入力機能を追加しました。

かんたん願書作成でデータ出力した書類を入力する場合に使用します。

- かんたん願書作成から出力したデータのみ入力可能です。

Ver[a1.16]の変更内容 2014.06.27

1. インストーラ証明書の期限切れに伴い、新しい証明書に更新しました。

Ver[a1.15]の変更内容 2013.03.21

1. 以下の形式のイメージを添付可能にしました。

- PNG
- Exif形式のJPEG

Ver[a1.14]の変更内容 2012.06.20

1. インストーラ証明書の期限切れに伴い、新しい証明書に更新しました。
これにより、[a1.13]以前のバージョンをご利用の方は、かんたん願書をアンインストールしてから[a1.14]以降にアップグレードする必要があります。

Ver[a1.13]の変更内容 2012.06.01

1. 編集画面に納付方法や識別番号についての説明ページへのリンクボタンを追加しました。
2. 編集画面の「手数料」欄に、電子現金納付／現金納付の場合も[手数料の計算]ボタンを表示するようにしました。

Ver[a1.12]の変更内容 2011.03.31

1. 以下の書類作成に対応しました。

- 意匠登録願(関連意匠)
- 早期審査に関する事情説明書(特許・意匠・商標)

Ver[a1.11]の変更内容 2011.01.28

1. 以下の書類作成に対応しました。

- 特許願
- 実用新案登録願
- 意匠登録願
- 出願審査請求書(特許のみ)

2. 作成済の書類から、【氏名又は名称】などを転記する機能を追加しました。
転記できる内容は、「[転記書類作成の仕様について](#)」を参照してください。

Ver[a1.10]の変更内容 2010.07.30

1. 下の書類作成に対応しました。

- 商標登録願
- 地域団体商標登録願

【仕様】転記書類作成の仕様について

2020年4月

作成済の書類から、【氏名又は名称】などを転記する場合、元の書類から転記する内容は以下の通りです。

- 項目内容のある項目のみ、転記します。
- 以下に説明のない項目は転記しません。

■可能な転記パターン

[特許]

1. 特許願から、出願審査請求書への転記
2. 出願審査請求書から、早期審査に関する事情説明書への転記

[意匠]

1. 意匠登録願(本意匠)から、意匠登録願(関連意匠)への転記
 2. 意匠登録願(関連意匠)から、意匠登録願(関連意匠)への転記
 3. 意匠登録願から、早期審査に関する事情説明書への転記
- ※本意匠、関連意匠どちらからも転記可能です。

[商標]

1. 商標登録願から、早期審査に関する事情説明書への転記
2. 地域団体商標登録願から、早期審査に関する事情説明書への転記

[特許] 1.特許願から、出願審査請求書への転記

特許願		出願審査請求書
【整理番号】	→	【出願の表示】 【出願番号】 【整理番号】←この項目に転記
【特許出願人】	→	【請求人】として、【識別番号】～【電話番号】を転記 ※特許出願人を複数記載している場合は、全てを転記します。
【識別番号】	→	同じ項目に転記
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		

特許願		出願審査請求書
【電話番号】		
[納付方法] 予納の場合		
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	→	同じ項目に転記
【納付金額】		書類毎に異なるため、転記しません。
[納付方法] 口座振替の場合		
【手数料の表示】		
【振替番号】	→	同じ項目に転記
【納付金額】		書類毎に異なるため、転記しません。
※他の納付方法の場合は、転記しません。 利用する納付方法を選択して必要情報を入力してください。		

【特許】 2.出願審査請求書から、早期審査に関する事情説明書への転記

出願審査請求書		早期審査に関する事情説明書
【出願の表示】		【事件の表示】として、【出願番号】または、【整理番号】を転記
【出願番号】	→	同じ項目に転記
【整理番号】	→	同じ項目に転記
【請求人】		【提出者】として、【識別番号】～【電話番号】を転記 ※請求人を複数記載している場合は、全てを転記します。
【識別番号】		→ 同じ項目に転記
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		
【電話番号】		

【意匠】 1.意匠登録願(本意匠)から、意匠登録願(関連意匠)への転記

意匠登録願(本意匠)		意匠登録願(関連意匠)
【整理番号】	→	【本意匠の表示】 【出願日】 【整理番号】←この項目に転記

意匠登録願(本意匠)		意匠登録願(関連意匠)
【意匠登録出願人】		同じ項目に、【識別番号】～【電話番号】を転記 ※意匠登録出願人を複数記載している場合は、全てを転記します。
【識別番号】	→	同じ項目に転記
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		
【電話番号】		
[納付方法] 予納の場合		
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	→	同じ項目に転記
【納付金額】		書類毎に異なるため、転記しません。
[納付方法] 口座振替の場合		
【手数料の表示】		
【振替番号】	→	同じ項目に転記
【納付金額】		書類毎に異なるため、転記しません。
※他の納付方法の場合は、転記しません。 利用する納付方法を選択して必要情報を入力してください。		

[意匠] 2.意匠登録願(関連意匠)から、意匠登録願(関連意匠)への転記

意匠登録願(関連意匠)		意匠登録願(関連意匠)
【整理番号】	→	【本意匠の表示】 【出願日】 【整理番号】←この項目に転記
【意匠登録出願人】		同じ項目に、【識別番号】～【電話番号】を転記 ※意匠登録出願人を複数記載している場合は、全てを転記します。
【識別番号】	→	同じ項目に転記
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		
【電話番号】		
[納付方法] 予納の場合		

意匠登録願(関連意匠)		意匠登録願(関連意匠)
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	→	同じ項目に転記
【納付金額】		書類毎に異なるため、転記しません。
[納付方法] 口座振替の場合		
【手数料の表示】		
【振替番号】	→	同じ項目に転記
【納付金額】		書類毎に異なるため、転記しません。
※他の納付方法の場合は、転記しません。 利用する納付方法を選択して必要情報を入力してください。		

[意匠] 3.意匠登録願から、早期審査に関する事情説明書への転記

※本意匠、関連意匠どちらからも転記可能です。

意匠登録願		早期審査に関する事情説明書
【整理番号】	→	【事件の表示】 【出願日】 【整理番号】←この項目に転記
【意匠登録出願人】		【提出者】として、【識別番号】～【電話番号】を転記 ※意匠登録出願人を複数記載している場合は、全てを転記します。
【識別番号】	→	同じ項目に転記
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		
【電話番号】		

[商標] 1.商標登録願から、早期審査に関する事情説明書への転記

商標登録願		早期審査に関する事情説明書
【整理番号】	→	【事件の表示】 【出願日】 【整理番号】←この項目に転記
【商標登録出願人】		【提出者】として、【識別番号】～【電話番号】を転記 ※商標登録出願人を複数記載している場合は、

商標登録願		早期審査に関する事情説明書
		全てを転記します。
【識別番号】	→	同じ項目に転記
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		
【電話番号】		

[商標] 2.地域団体商標登録願から、早期審査に関する事情説明書への転記

地域団体商標登録願		早期審査に関する事情説明書
【整理番号】	→	【事件の表示】 【出願日】 【整理番号】←この項目に転記
【商標登録出願人】		【提出者】として、【識別番号】～【電話番号】を転記 ※商標登録出願人を複数記載している場合は、全てを転記します。
【識別番号】	→	同じ項目に転記
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代表者】		
【電話番号】		

お知らせ

【仕様】作成できる書類について

平成29年3月

現在、かんたん願書作成では、以下の書類が作成できます

- 特許願
- 実用新案登録願
- 意匠登録願
- 意匠登録願(関連意匠)
- 商標登録願(通常商標、標準文字、立体商標のみ)
- 地域団体商標登録願(通常商標、標準文字、立体商標のみ)
- 出願審査請求書(特許のみ)
- 早期審査に関する事情説明書(特許・意匠・商標)
- 審査請求料減免申請書(特許) *1
- 審査請求料軽減申請書(特許) *1
- 実用新案登録料減免申請書 *1
- 実用新案登録料猶予申請書 *1

*1: 書面(紙)申請専用